

1 検討単位区域の設定

1.1 検討単位区域の設定

経済性をもとにした集合処理区の検討に関しては、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省 農林水産省 環境省）」（以下、構想策定マニュアルとする）が示されており、各施設の建設費、維持管理費、耐用年数について実績値や当市の特性を状況にて反映させて検討を行う事とされている。

■ 検討単位区域の設定方法

- ① 污水整備対象家屋は、住宅地図（(株)ゼンリン）において住所の番地が割り当てられている家屋とする。また、地図から一般家屋と判断される家屋も対象とする。
- ② 家屋間限界距離（※）を勘案して家屋を先取り区域に取り込む。そこからさらに家屋間限界距離内にある家屋も先取り区域へ接続する。
- ③ 先取り区域から離れた家屋を、家屋間限界距離を勘案してグループ化する。その際、地形条件と河川横断も考慮し、それぞれのグループを検討単位区域とする。
- ④ 検討単位区域とする家屋のグループは、家屋数が10戸以上となる区域を対象とする。

※家屋間限界距離の算出方法（構想策定マニュアルより）

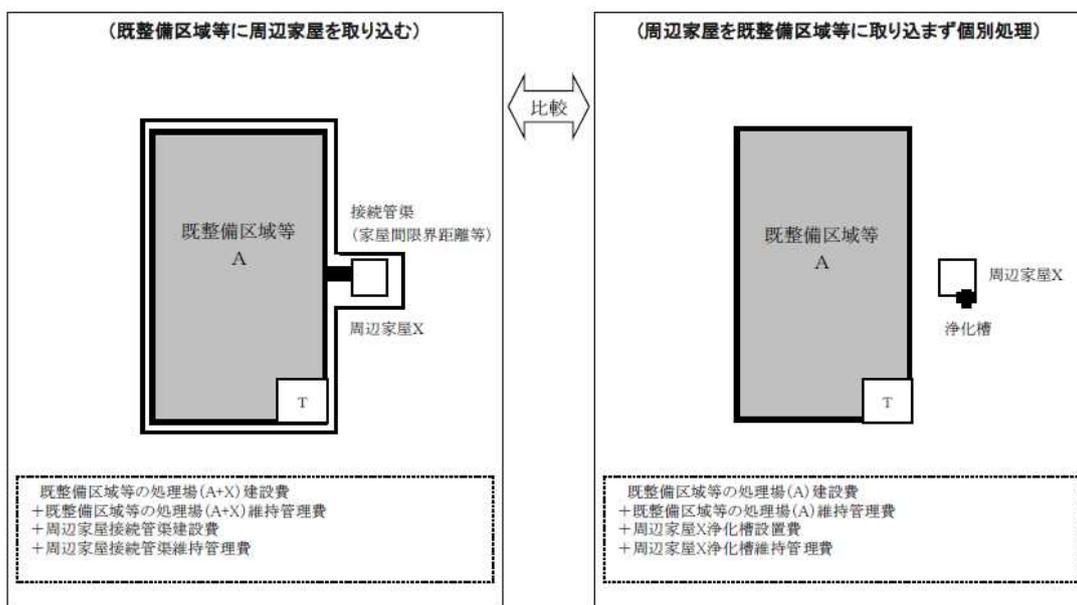


図 3-2 既整備区域等への周辺家屋の取り込み検討による家屋間限界距離設定イメージ

左：公共下水道の場合「増加する処理場維持管理費」「管渠の建設費」「管渠の維持管理費」
 右：合併処理浄化槽の場合「浄化槽建設費」「浄化槽維持管理費」
 左右比較し、公共下水道としても、合併処理浄化槽としても、同額となる距離を見積もる。

※検討単位区域イメージ（構想策定マニュアルより）

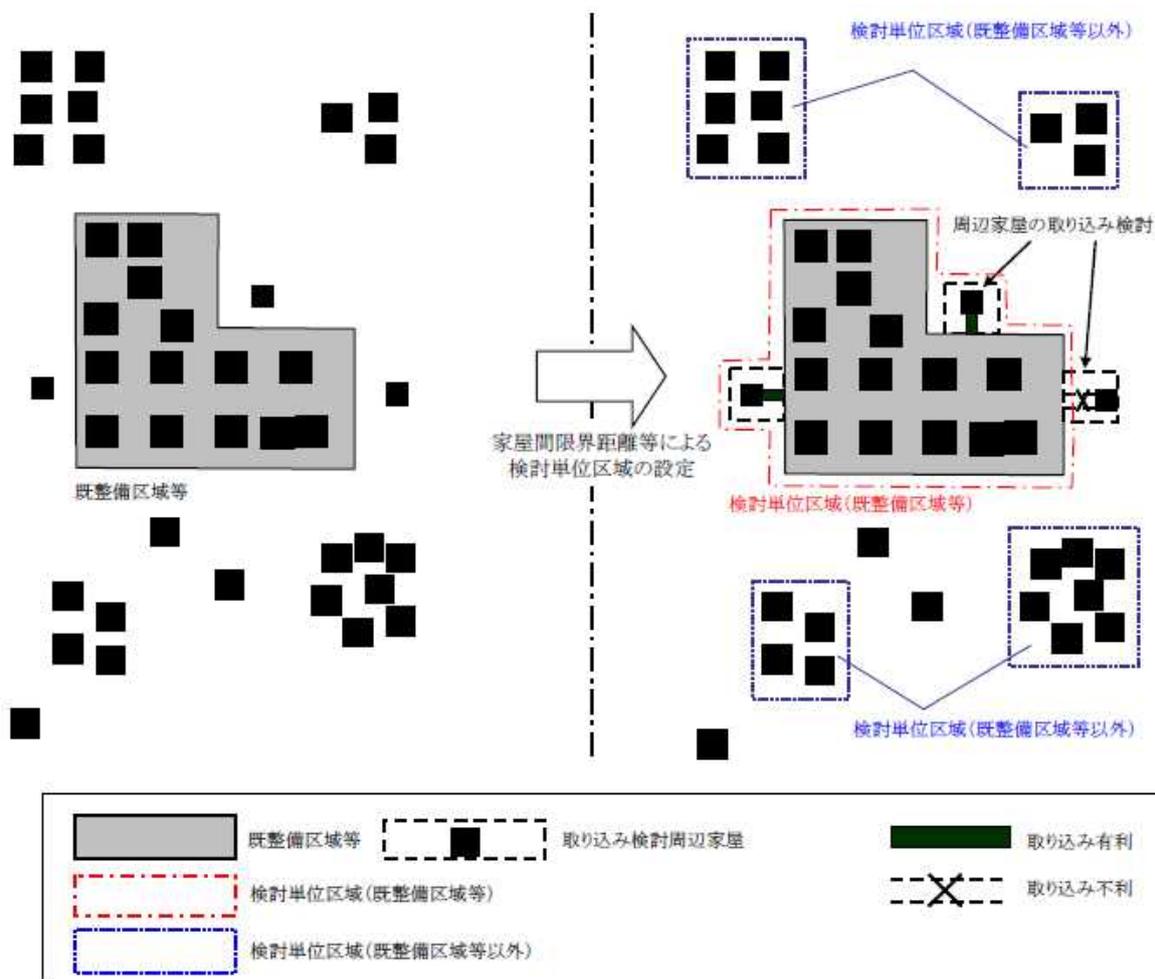


図 3-1 検討単位区域設定イメージ

※区域設定後、検討単位区域同士を接続する管渠沿線の区域等を「周辺区域」とし、検討単位区域とそれに関連する周辺区域ごとに、

- ・公共下水道の場合に必要な「増加する処理場維持管理費」「管渠（区域同士を接続する管渠も含む）の建設費」「管渠（同）の維持管理費」
- ・合併処理浄化槽の場合に必要な「浄化槽建設費」「浄化槽維持管理費」

をそれぞれ比較し、公共下水道で整備したほうが有利な区域とするか、合併浄化槽で整備したほうが有利な区域とするかを判断する。

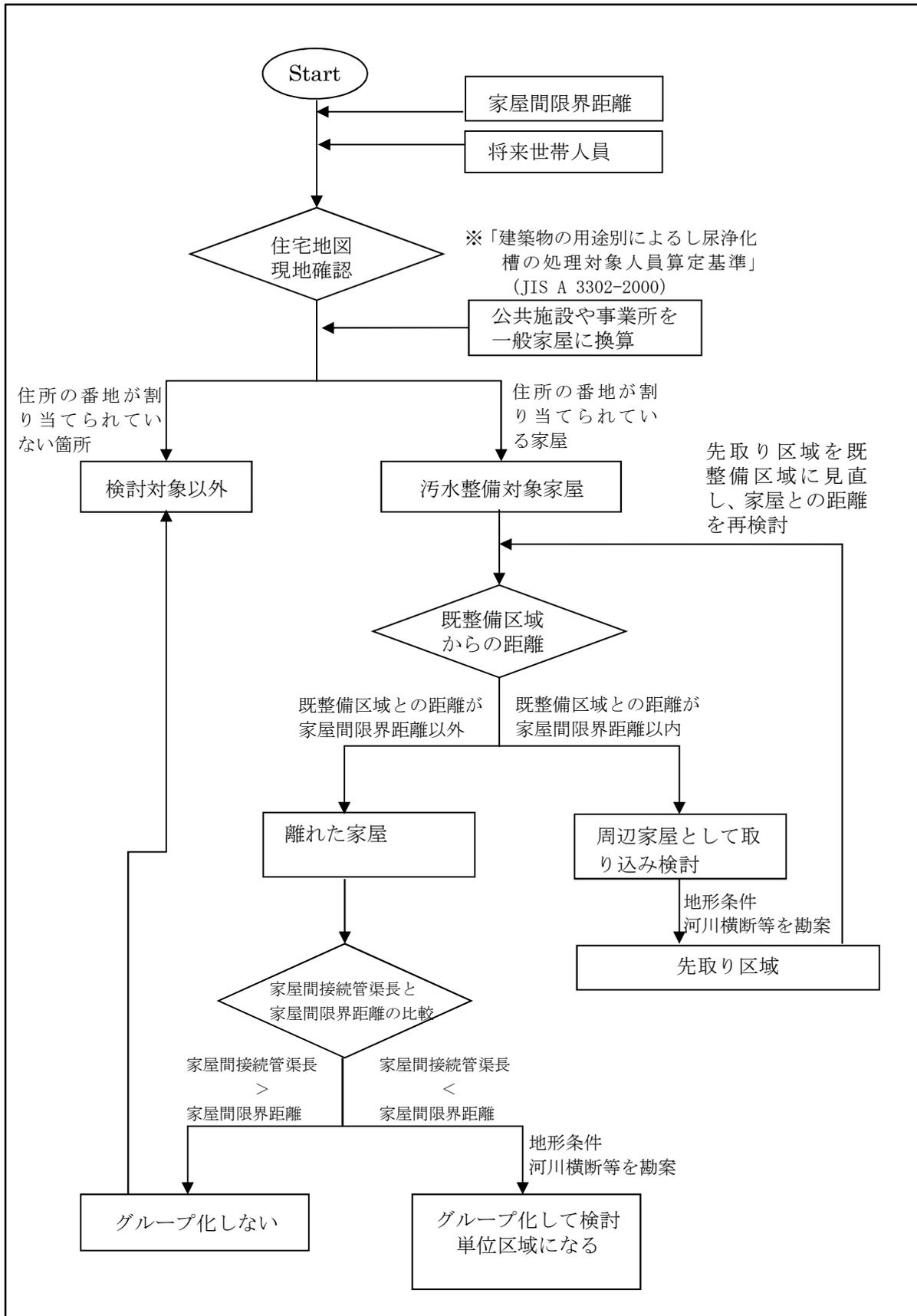


図 1-1 設定フロー

1.2 周辺区域の設定

周辺区域は、次の条件を満たすものを設定する。

(1) 既整備区域に連担している区域

既整備区域に接している家屋や既整備区域から家屋間限界距離以内にある家屋を起点として家屋間限界距離以内で連なっている家屋

(2) 既整備区域と検討単位区域または検討単位区域同士を接続する管渠沿線の区域

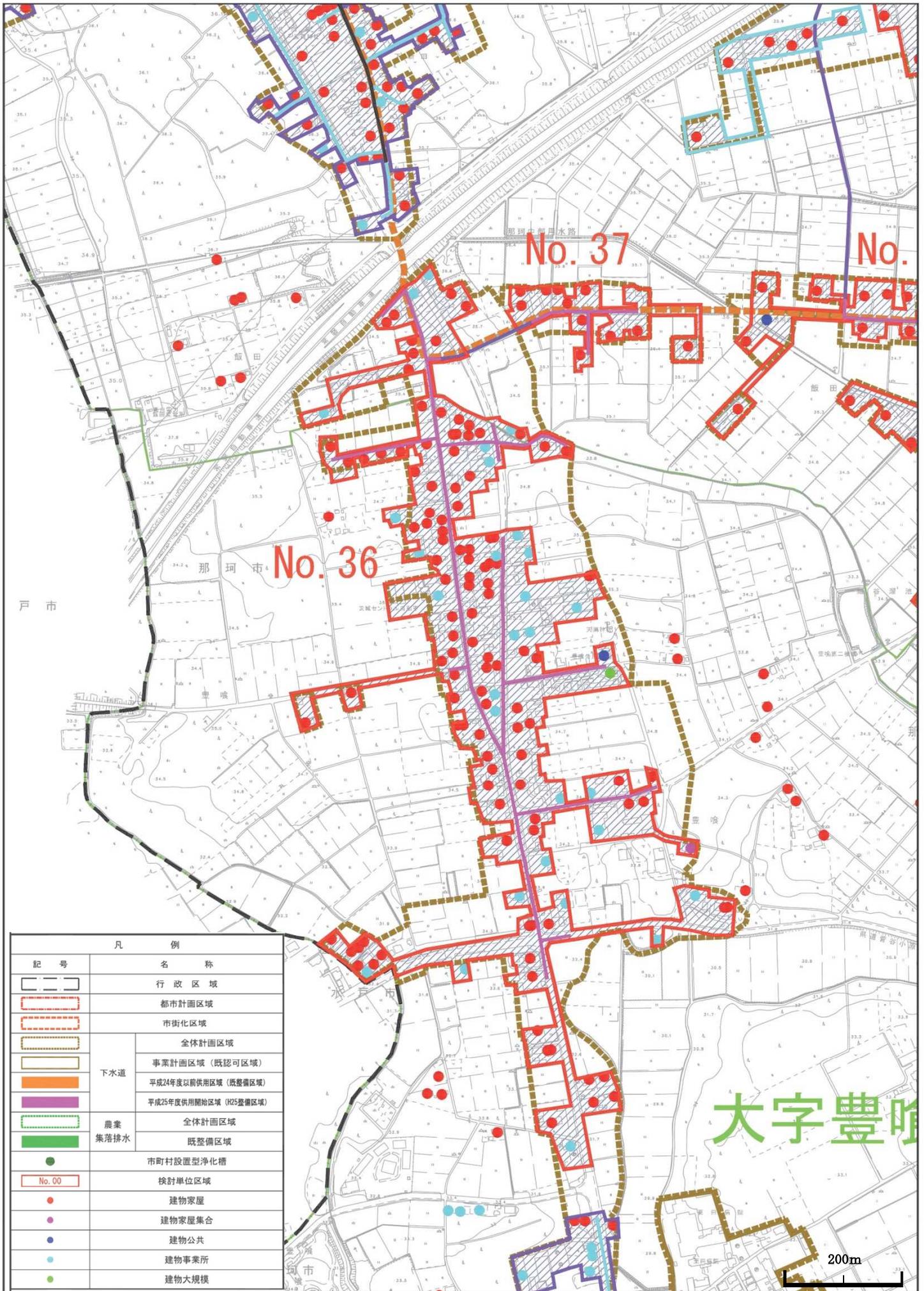
既整備区域から家屋間限界距離以遠にある検討単位区域に接続する管渠の沿線または検討単位区域と検討単位区域を接続する管渠の沿線にある家屋

(3) 公共下水道幹線沿線の区域

(2)の検討単位区域同士を接続する管渠沿線の家屋と同様

検討単位区域図

〈例〉



凡 例		
記号	名称	
	行政区域	
	都市計画区域	
	市街化区域	
	全体計画区域	
	下水道	事業計画区域 (既認可区域)
		平成24年度以前供用区域 (既整備区域)
		平成25年度供用開始区域 (H25整備区域)
	農業	全体計画区域
		集落排水
	市町村設置型浄化槽	
	検討単位区域	
	建物家屋	
	建物家屋集合	
	建物公共	
	建物事業所	
	建物大規模	

大字豊原

200m